

浜松市斎場に係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市斎場条例（昭和47年浜松市条例第43号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市斎場条例施行規則（昭和47年浜松市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(利用の許可に係る審査基準)

第3条 条例第6条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

- (1) 斎場の利用の申請が他の利用許可と競合する場合
- (2) 条例第7条の規定に基づき利用を制限する場合
- (3) 斎場の死体及び死胎の火葬利用許可においては、火葬許可もしくは火葬許可に準ずるものを受けていない場合
- (4) 斎場の火葬利用許可においては、他の法令に別段の定があるものを除く外、火葬利用日時が死亡又は死産後24時間を経過していない場合（妊娠7箇月に満たない死産のときは、この限りでない）
- (5) 分娩に係る胎盤等及び身体の一部等の火葬においては、個人が申請するときは医療機関もしくは警察等公共機関の証明がない場合
- (6) ペット類の死がい等の火葬においては、感染症等人体に影響を及ぼす可能性がある場合

2 条例第7条第1号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 斎場で集会が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共安全が損なわれるという明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合
- (2) 刑法（明治40年法律第45号）、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）その他の法令による刑の対象となる行為を過去に反復継続して行うなど、斎場の利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合

3 条例第7条第2号に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等が主催し、又は共催してイベント等を行う場合をいう。

4 条例第7条第3号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、次の各号のい

ずれかに該当する場合をいう。

- (1) 主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある場合
- (2) 第2項第2号に規定する場合を除き、他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、斎場の利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合
- (3) 利用予定人員が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合
- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合
- (5) 条例第4条に規定する開館時間以外の時間又は条例第5条に規定する休館日に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

(使用料に係る審査基準)

第4条 条例第8条第1項に規定する使用料のうち、申請者に請求することが適当でないことが認められる場合は無料とする。(飼い主不詳動物の死がい火葬する場合、改葬等に伴い土葬骨を火葬する場合等)

(使用料の減免に係る審査基準)

第5条 条例第9条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。

- (1) 浜松市動物園で鑑賞用に飼育していた動物の死がい火葬する場合 免除
- (2) 大規模災害として市長が認めるものの災害発生に伴い生じた遺体を火葬するために斎場を利用する場合において、その利用者が当該災害の被害者であって資力その他の事情の急激な変化により使用料の納付が困難であると市長が認めるとき 免除
- (3) 遺体(行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の適用を受ける者の遺体を除く。)の火葬を行う扶養義務者等がないことその他やむを得ない事情により当該遺体を火葬するために斎場を利用する場合であって、その使用料の全額を死者の遺留した金品等で賄うことができないとき 使用料から当該金品等で賄うことができる額を控除した額を免除
- (4) 市長が特別の理由があると認める場合 免除または減免

(使用料の還付に係る審査基準)

第6条 条例第10条に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げるものをいい、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 天災、事故その他の不可抗力により、斎場の施設の利用が困難となったとき。条例第8条第1項に定める額

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第7条 条例第11条の規定による許可の取消し又は利用の停止は、次の表に定めるところにより行うものとする。

要件	処分内容
1 条例第11条第1項	-
(1) 条例第8条第2項の規定に違反して使用料を納付しない場合	許可の取消し
(2) 規則第5条各号に規定する遵守事項に違反した場合	-
ア 規則第5条第1号の規定に違反したとき。	利用の停止
イ 規則第5条第2号の規定に違反したとき。	利用の停止
ウ 規則第5条第3号の規定に違反したとき。	利用の停止
エ 規則第5条第4号の規定に違反したとき。	利用の停止
オ 規則第5条第5号の規定に違反したとき。	-
(ア) 利用前において指示に違反したとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際指示に違反したとき。	利用の停止
(4) 正当な理由がなく、規則第6条の規定による職員の入室を拒んだ場合	利用の停止
(5) 偽りその他不正な手段により、条例第6条の規定による許可を受け、又は条例第9条の規定による使用料の減免を受けた場合	許可の取消し

(利用許可の変更の申出に係る審査基準)

第8条 規則第3条の2に基づく利用許可の変更の申出の許可は、第3条第1項各号に規定する場合を除くほかこれを行わなければならない。

(標準処理期間)

第9条 浜松市行政手続条例第5条の規定による標準処理期間は、申請を受理した日を含め1日間とする。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。